

自動車運転免許証抜粋証明（翻訳証明）における注意事項

在留邦人の皆さまへ

南アフリカにおいては、我が国の運転免許証（原本）及び当館乃至在ケープタウン駐在官事務所の発行する自動車運転免許証抜粋証明（翻訳証明）を併せて携帯することにより車を運転することが可能です（ただし、運転免許証の有効期限内に限る。）。

他方、我が国の運転免許証を更新した場合は、その時点でそれまでの自動車運転免許証抜粋証明（翻訳証明）も効力を失い、新たに更新した運転免許証に対する自動車運転免許証抜粋証明（翻訳証明）を取得する必要がありますので、右ご注意ください。

平成23年11月1日

日本大使館領事班

電話:012-452-1500

FAX:012-460-3800

consul@embjapan.org.za